

学生会員内規

〈目的〉

第1条 本内規は、会則第4条に基づき、学生会員の権利義務、その有効期間および管理に関する細目について定める。

〈権利義務〉

第2条 細則第6条に基づき、学生会員は本学会の医師会員、一般会員および名誉会員と同等の権利・義務を有するが、その期間は、入会が承認された日から入会年の翌年の学術集会終了時までとする。

〈入会〉

第3条 会則第5条に基づき、所定の入会申込に所要事項を記載し、学生証の写しを添えて事務局へ提出する。

〈退会〉

第4条 細則第7条に基づき、翌年の学術集会開催期間までに延長または資格変更の希望が無い場合は、退会とする。

〈管理〉

第5条 学生会員は、医師会員、一般会員および名誉会員とは別に名簿を作り管理する。

2. 名簿への登録事項は、氏名、生年月日、所属学校および電子的連絡先とする。

〈資格要件〉

第6条 学生会員は入会の時点で、大学生、大学院生およびそれと同等の教育機関に就学しているものとする。

2. 社会人大学院生などで、常勤的な職業に就いているものは、学生会員の資格に含めない。

3. 1項の同等の教育機関に関しては、別に定める。

附則

1. この内規に定めるほか、学生会員の管理に必要な事項は、申合せで定める。
2. 申合せは、理事長の承認を必要とする。
3. この内規は令和7年10月20日から施行する。